

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 3 年 12 月 22 日

申請者 氏名又は名称

株式会社 水 源

住所

〒631-0806 奈良市朱雀一丁目4番の3

代表者氏名

代表取締役 西条康幸

電話番号

0742-31-2536

FAX番号

メールアドレス

mizugen-583@maia.eonet.ne.jp

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	<input checked="" type="checkbox"/>	8	御所市 水道事業管理者	<input type="checkbox"/>	15	斑鳩町 水道事業管理者	<input type="checkbox"/>	22	上牧町 水道事業管理者	<input type="checkbox"/>
2	大和高田市 上下水道事業管理者	<input type="checkbox"/>	9	生駒市 水道事業管理者	<input type="checkbox"/>	16	安堵町 水道事業管理者	<input type="checkbox"/>	23	王寺町 水道事業管理者	<input type="checkbox"/>
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者	<input type="checkbox"/>	10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長	<input type="checkbox"/>	17	川西町 水道事業管理者	<input type="checkbox"/>	24	広陵町 上下水道事業管理者	<input type="checkbox"/>
4	天理市 上下水道事業 の管理者	<input type="checkbox"/>	11	葛城市 水道事業管理者	<input type="checkbox"/>	18	三宅町 水道事業管理者	<input type="checkbox"/>	25	河合町 水道事業管理者	<input type="checkbox"/>
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	<input type="checkbox"/>	12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長	<input type="checkbox"/>	19	田原本町 水道事業管理者	<input type="checkbox"/>	26	吉野町 水道事業管理者	<input type="checkbox"/>
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	<input type="checkbox"/>	13	平群町 水道事業管理者	<input type="checkbox"/>	20	高取町 水道事業管理者	<input type="checkbox"/>	27	大淀町 上下水道事業管理者	<input type="checkbox"/>
7	五條市 水道事業管理者	<input type="checkbox"/>	14	三郷町 水道事業管理者	<input type="checkbox"/>	21	明日香村 水道事業管理者	<input type="checkbox"/>	28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	<input type="checkbox"/>

様式第1 (水道法施行規則第18条関係)

指定給水装置工事事業者指定申請書

水道事業者 殿

令和 3年 12月 22日

申請者 氏名又は名称

株式会社 ^{ミズ} ^{ゲン} 水源

住 所

〒631-0806 奈良市朱雀一丁目4番の3

代表者氏名

代表取締役 ^{サイ ツウ ヤス コ} 西条康幸

TEL・FAX 0742-31-2536

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
代表取締役 ^{サイ ツウ ヤス コ} 西条康幸	
取締役 ^{サイ ツウ ヤス コ} 西条靖子	
事業の範囲	管工事業
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社 ^{ミズ} ^{ゲン} 水源
上記事業所の所在地	郵便番号 住所 〒631-0806 本良市朱雀一丁目4番の3 電話番号 FAX番号 メールアドレス TEL・FAX 0742-31-2536 mizugh-ss3@maia.ednet.ne.jp
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
^{ナカノ} 中野 ^{ユウタ} 雄太 ^{イサヲ} 内園 ^{カサハ} 勝	第 295999 号 第 297996 号

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

別表（水道法施行規則第18条関係）

機 械 器 具 調 書

令和 3年 12月 22日 現在

種 別	名 称	型式、性能	数量	備 考
管の切断用の 機械器具	金切りのし パイプカッター	固定式鋸弦 RB-80-CV (13~150mm用)	2 1	
	塩ビカッター	VC40	3	
	"	VC20	3	
	ロータリバンドソー	CB18H	1	
	電子セパレーター	CR12V	2	
管の加工用の 機械器具	パイプベンダー	1/2~1/2インチ	2	
	やすり	300平型判力型	3	
	パイプねじ切り器	N-100A	2	
管の接合用の 機械器具	トーチランプ	ガスボンベ式	3	
	パイプレンチ	13mm~10mm	1	
	スポット		3	
	電気ヒーター		1	
水圧テスト ポンプ	手動式テスト	T10K	2	
	電動式テスト	T30K	1	

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、
「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

様式第2 (水道法施行規則第18条及び第34条関係)

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 3 年 12 月 22 日

申請者

氏名又は名称

株式会社 水 源

住 所

〒631-0806 奈良市朱雀一丁目4番の3

代表者氏名

代表取締役 西条康幸

水道事業者 殿

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

履歴事項全部証明書

奈良市朱雀一丁目4番地の3
株式会社水源

会社法人等番号	1500-01-024957
商号	株式会社水源
本店	奈良市朱雀一丁目4番地の3
公告をする方法	官報に掲載する方法により行う。
会社成立の年月日	令和3年9月28日
目的	<ol style="list-style-type: none"> 1. 水道工事、管工事、土木工事、舗装工事の各工事業の請負、設計、施工、監理及びコンサルティング業務 2. 水道工事、管工事、土木工事、舗装工事に関連する計器、機器、器具、工具類の企画、販売、メンテナンス並びに輸出入業務 3. 前各号に関連する一切の事業
発行可能株式総数	2000株
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 500株
資本金の額	金500万円
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得することについて当会社の承認を要する。当会社の株主が当会社の株式を譲渡により取得する場合には当会社が承認したものとみなす。
役員に関する事項	取締役 西条康幸
	取締役 西条靖子
	奈良市朱雀一丁目4番地の3 代表取締役 西条康幸
登記記録に関する事項	設立 <div style="text-align: right;">令和 3年 9月28日登記</div>

奈良市朱雀一丁目4番地の3
株式会社水源



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

令和 3年10月 4日

奈良地方法務局
登記官

南 英 樹



株式会社水源 定款

令和3年9月27日 作 成

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社水源と称する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 水道工事、管工事、土木工事、舗装工事の各工事業の請負、設計、施工、監理及びコンサルティング業務
2. 水道工事、管工事、土木工事、舗装工事に関連する計器、機器、器具、工具類の企画、販売、メンテナンス並びに輸出入業務
3. 前各号に関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を奈良市に置く。

(機関構成)

第4条 当社は、取締役会、監査役その他会社法第326条第2項に定める機関を設置しない。

(公告方法)

第5条 当社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、2,000株とする。

(株券の不発行)

第7条 当社の株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第8条 当社の株式を譲渡により取得することについて当社の承認を要する。
当社の株主が当社の株式を譲渡により取得する場合には当社が承認したものとみなす。

(相続人等に対する株式の売渡し請求)

第9条 当社は、相続その他の一般承継により当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿記載事項の記載の請求)

第10条 株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載することを請求するには、当社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載された者又はその相続人その他の一般承継人及び株式取得者が署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。

ただし、法令に別段の定めがある場合には、株式取得者が単独で請求することができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第11条 当社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印して提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(基準日)

第12条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使

することができる株主とする。

- ② 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役の過半数の決定により、臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日を2週間前までに公告するものとする。

(株主の住所等の届出等)

第13条 当社の株主、登録株式質権者又はその法定代理人もしくは代表者は、当社所定の書式により、その氏名又は名称及び住所並びに印鑑を当社に届け出なければならない。届出事項等に変更を生じたときも、同様とする。

- ② 当社に提出する書類には、前項により届け出た印鑑を用いなければならない。

第3章 株主総会

(招 集)

第14条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

- ② 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役の過半数の決定により社長がこれを招集する。社長に事故、もしくは支障があるときは、あらかじめ定めた順序により他の取締役がこれを招集する。
- ③ 株主総会を招集するには、会日より1週間前までに、株主に対して招集通知を発するものとする。ただし、招集通知は、書面であることを要しない。

(招集手続の省略)

第15条 株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議 長)

第16条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故、もしくは支障があるときは、あらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

② 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(株主総会の決議の省略)

第18条 株主総会の決議の目的たる事項について、取締役又は株主から提案があった場合において、その事項につき議決権を行使することができるすべての株主が、書面によってその提案に同意したときは、その提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第19条 株主又はその法定代理人は、当会社の議決権を有する株主又は親族を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、株主総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第20条 株主総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、10年間当会社の本店に備え置くものとする。

第4章 取締役及び代表取締役

(取締役の員数)

第21条 当会社の取締役は、1名以上5名以内とする。

(資格)

第22条 当社の取締役は、当社の株主の中から選任する。

- ② 前項の規定にかかわらず、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって、株主以外の者から選任することを妨げない。

(取締役の選任の方法)

第23条 当社の取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第24条 取締役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役及び社長)

第25条 当社に取締役2名以上いるときは代表取締役1名を置き、株主総会の決議によって定めるものとする。

- ② 代表取締役は社長とし、取締役1名のときは、当該取締役を社長とする。
- ③ 社長は、当社を代表し、会社の業務を統轄する。

(役付取締役)

第26条 前条のほか、取締役の過半数の同意をもって、取締役の中から、専務取締役及び常務取締役を選定することができる。

(報酬等)

第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財

産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第5章 計 算

(事業年度)

第28条 当社の事業年度は、毎年9月1日から翌年8月31日までとする。

(剰余金の配当及び除斥期間)

第29条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在における株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者に対して行う。

- ② 剰余金の配当は、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。

第6章 附 則

(設立に際して出資される財産の価額及び資本金の額)

第30条 当社の設立に際して出資される財産の価額は金500万円とし、その全額を資本金とする。

(最初の事業年度)

第31条 当社の最初の事業年度は、当社成立の日から令和4年8月31日までとする。

(設立時の役員)

第32条 当社の設立時取締役は、次のとおりとする。

設立時取締役 西条康幸

設立時取締役 西条靖子

(設立時の代表取締役)

第33条 当社の設立時代表取締役は、次のとおりとする。

奈良市朱雀一丁目4番地の3

設立時代表取締役 西条康幸

(発起人)

第34条 当社の発起人の氏名又は名称、住所及び発起人が設立に際して割当てを受ける設立時発行株式の数及びその払込金額は、次のとおりである。

奈良市朱雀一丁目4番地の3

西条康幸

普通株式300株 金300万円

奈良市朱雀一丁目4番地の3

西条靖子

普通株式200株 金200万円

(定款に定めのない事項)

第35条 本定款に定めのない事項については、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

以上、株式会社水源を設立のため、発起人西条康幸外1名の定款作成代理人である司法書士下田 岳志は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

令和3年9月27日

発起人 奈良市朱雀一丁目4番地の3
西条康幸

発起人 奈良市朱雀一丁目4番地の3
西条靖子

上記発起人2名の定款作成代理人
奈良市高畑町251番地の3
司法書士 下田 岳志



同一の情報の提供

提供の日付： 令和3年9月27日

公証人： 藤田義清 

所属法務局： 奈良地方法務局

公証役場： 奈良合同公証役場

奈良市大宮町3丁目4番33号
中井ビル3階

請求対象の登簿管理番号： 21-1401000802001899

1 請求対象の文書種別： 電磁的記録の認証

請求対象の処理公証人： 藤田 義清

所属法務局： 奈良地方法務局

公証役場： 奈良合同公証役場

奈良市大宮町3丁目4番33号
中井ビル3階

これは、保存された電磁的記録に記録された情報と同一である。

この定款の字は、原本に相違あり

令和3年12月22日

株式会社 水源

代表取締役 西条 厚幸



第二九五九九九号

給水装置工事技術者免状

本籍 奈良県

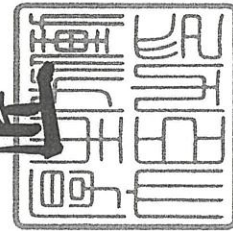
氏名 中野 雄 太

昭和五十六年六月二十二日生

水道法(昭和三十九年法律第百七十七号)の
規定により給水装置工事主任
技術者免状を交付する。

平成三十一年一月二十三日

厚生労働大臣 根本 眞



第二九七九九六号

給水装置主任技術者免状

本籍 大阪府

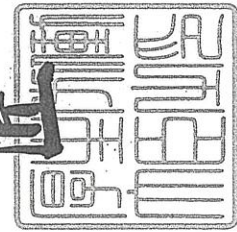
氏名 内園 勝

昭和五十九年五月十日生

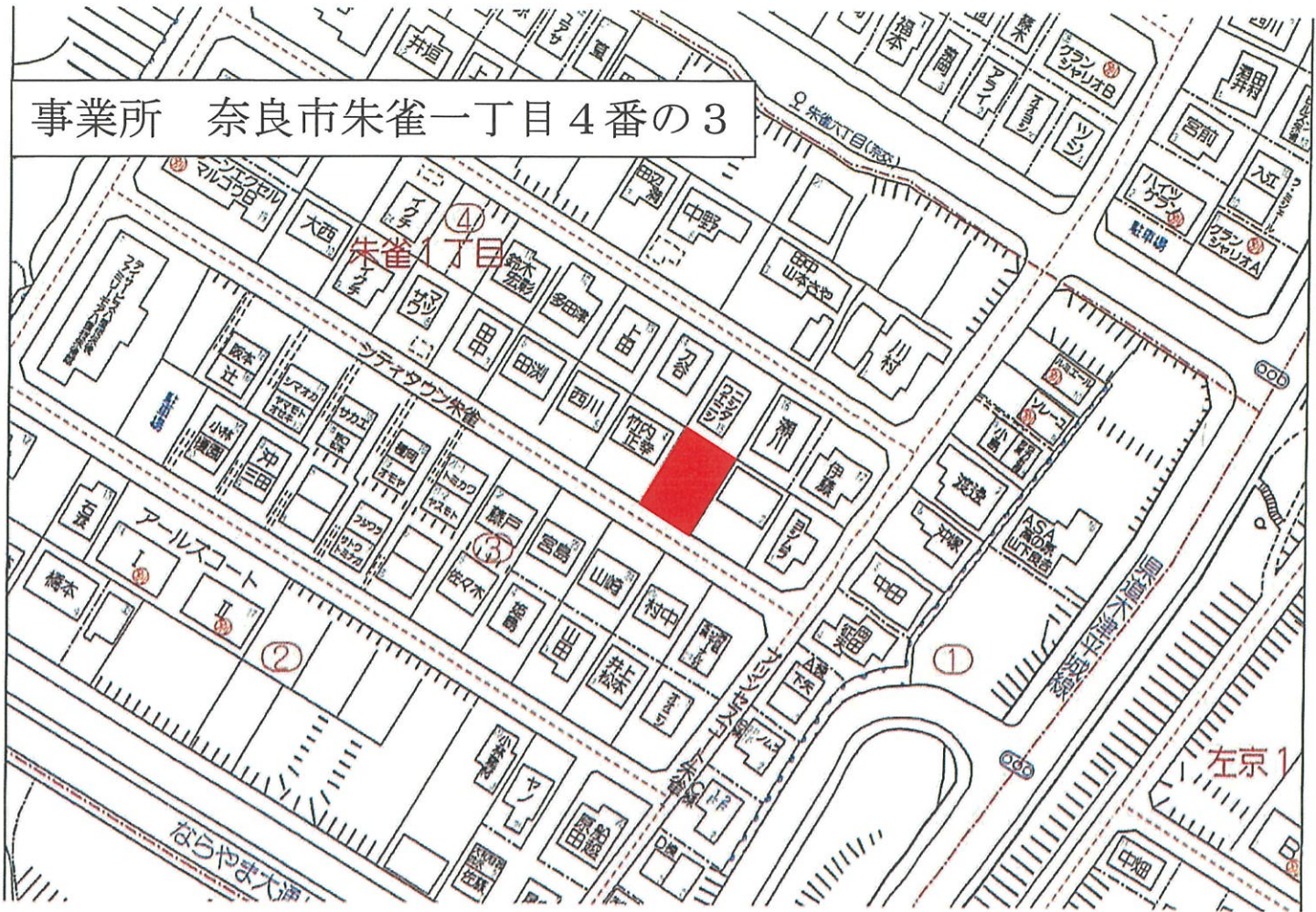
水道法昭和五十九年法律第七十七号の
規定により給水装置主任
技術者免状を交付する。

平成三十一年一月三十一日

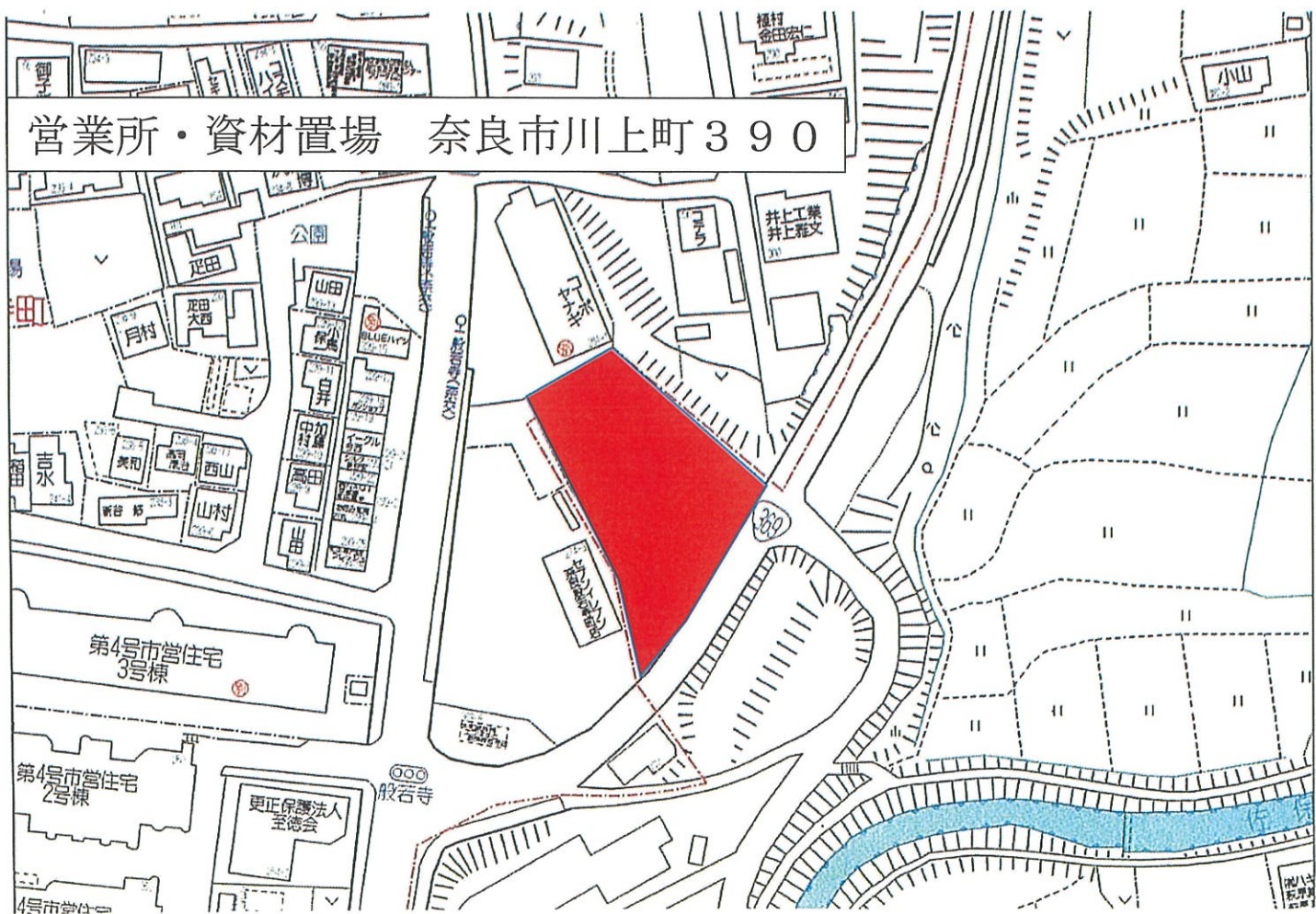
厚生労働大臣 根本 眞

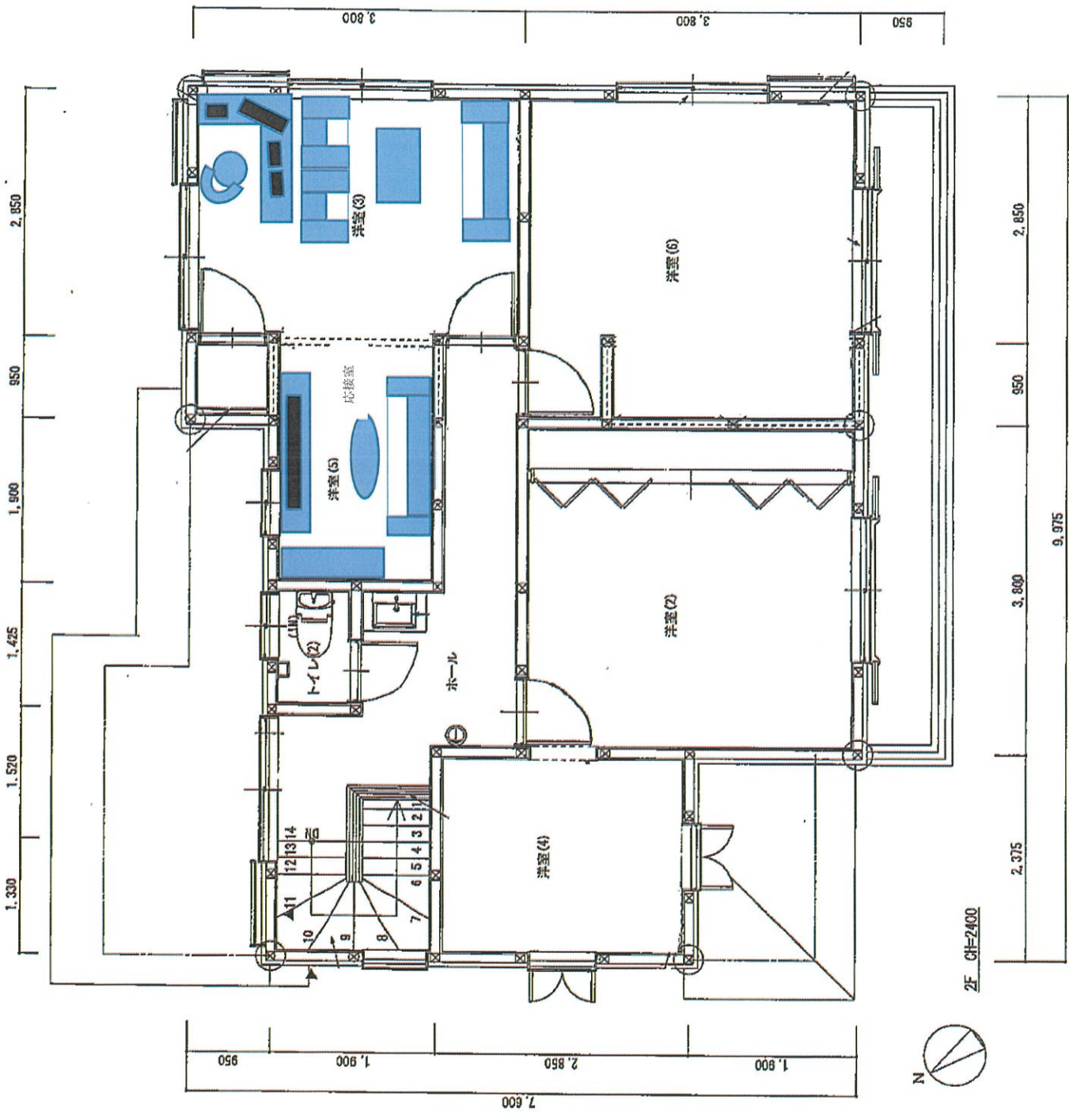


事業所 奈良市朱雀一丁目4番の3



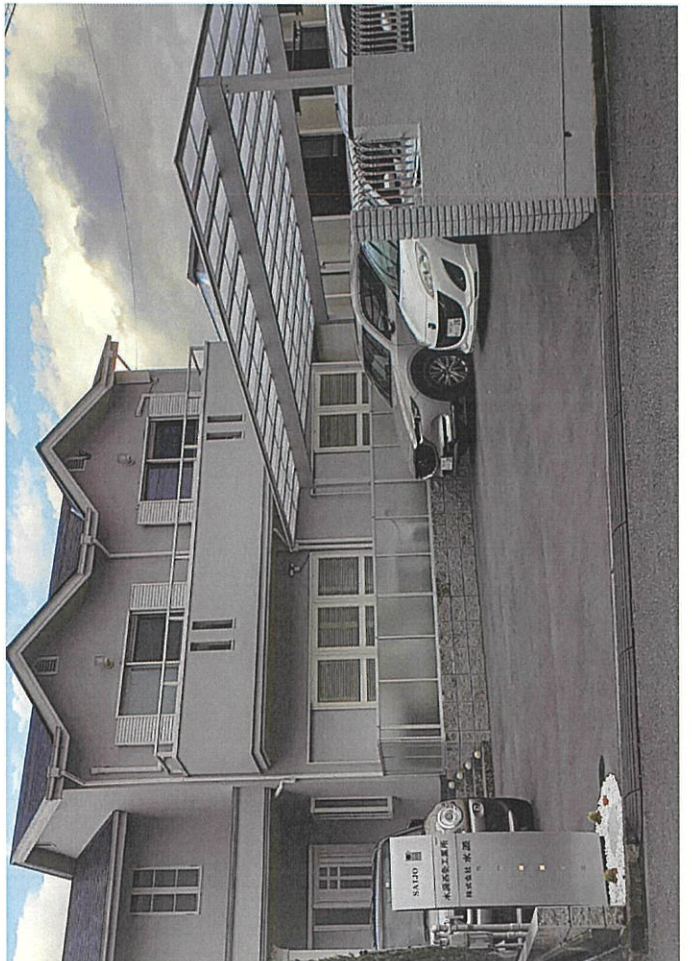
営業所・資材置場 奈良市川上町390





2F CH=2400

2階 平面詳細図 S:1/50



指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 3 年 12 月 22 日

申請者 氏名又は名称
住所
代表者氏名
電話番号
FAX番号
メールアドレス

株式会社 水 源
〒631-0806 奈良市朱雀一丁目4番の3
代表取締役 西条康幸
0742-31-2536
mizuugen-s83@mai.uco.net.ne.jp

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)
- この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。
- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
 - ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
 - ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
 - ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

様式第3 (水道法施行規則第22条関係)

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

令和 3年 12月 22日

届出者

氏名又は名称
住 所
代表者氏名

株式会社 水 源
〒631-0806 奈良市朱雀一丁目4番の3
代表取締役 西条康幸

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の
選任
の届出
解任
をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社 水源	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
中野 雄太	第 295999号	
内園 勝	第 297996号	

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

第二九五九九九号

給水装置主任技術者免状

本籍 奈良県

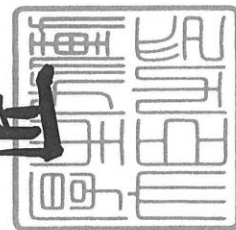
氏名 中野 雄 太

昭和五十六年六月二十二日生

水道法(昭和五十九年法律第百七十七号)の
規定により給水装置主任
技術者免状を交付する。

平成三十一年一月二十三日

厚生労働大臣 根本 匠



第二九七九九六号

給水装置主任技術者免状

本籍 大阪府

氏名 内園 勝

昭和五十九年五月十日生

水道法(昭和三十一年法律第七十七号)の
規定により給水装置主任
技術者免状を交付する。

平成三十一年一月三十一日

厚生労働大臣 根本 匠

